

企業成長のための人材育成支援事業

# 中小企業大学校派遣補助金

## 中小企業大学校の 研修受講料の一部を補助します！！

補助対象者	宮崎市に主たる事業所を有する中小企業者
補助対象事業	以下の条件①②を満たす事業 ① 宮崎市の事業所に勤務する従業員（経営者を含む）を中小企業大学校 人吉校が実施する研修に派遣する事業 ② ①の研修受講料 <u>全額</u> を補助対象者が負担する事業 ※研修に参加する従業員等が研修受講料を一部でも負担している場合は補助の対象になりません。 ※補助金の交付決定前に研修受講料を支払っている場合は、補助の対象になりません。
補助対象経費	研修受講料（消費税及び地方消費税に相当する額を除く） ※研修の参加に要した旅費等は補助の対象になりません。
補助額	補助率：補助対象経費の <u>3分の2</u> 以内 限度額：1事業者につき <u>年間10万円</u> ※限度額の範囲内で複数回の申請が可能

必ず申請前にご相談ください！！

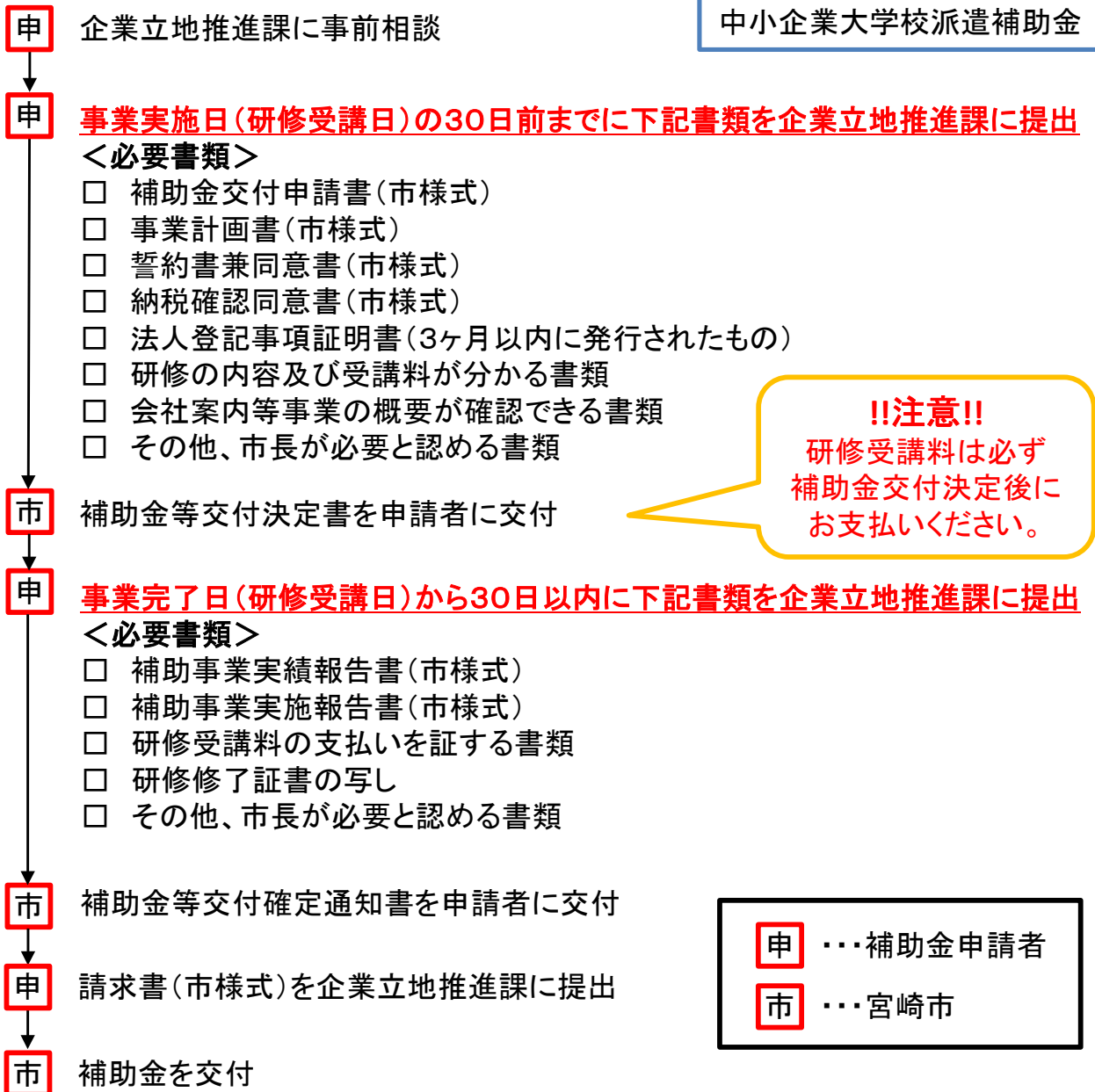
宮崎市  
観光商工部  
企業立地推進課

問合せ先

0985-21-1793

17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

## 申請の流れ



備考: 補助金の申請から交付決定までに通常1ヶ月程度の期間を要します。

## 要件等

### 【注意点】

- ・他の補助金との併用はできません。
- ・計画に変更が生じた場合は、変更申請が必要です。

### 【以下に該当する場合は、補助対象外となります】

- ①宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- ②法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに前号に該当する者のあるもの
- ③市税の滞納がある者。ただし、市税の滞納について、市長が納期限内に納付することができないやむを得ない理由があるものとして、そのものの申請に基づく納付誓約を承認し、かつ、その誓約事項を遵守しているものについてはこの限りではない。

詳しくはホームページをチェック!!

宮崎市 中小企業大学校派遣補助金

🔍 検索